

## 政務活動費制度の見直しに係る経過等について

### (政務活動費連絡会による検討)

- 政務活動費については、社会情勢の変化や、その運用状況などに留意しつつ、不断の見直しが必要であるとの考えのもと、県議会では、令和元年6月、団長会の下部検討組織として政務活動費連絡会（以下「連絡会」という。）を設置した。
- 令和元年度、令和2年度及び令和3年度と、それぞれ9回から11回にわたり連絡会を開催し、検討結果を団長会で報告、了承された。

### <令和元年度の主な見直し内容>

- ・ 政務活動費に係る会計帳簿の写し及び支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類等」という。）の写しについて、情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入  
【令和2年4月1日から適用】
- ・ 事務所費や人件費への充当要件の厳格化  
【令和2年度中を整理期間とし、令和3年4月交付分から適用】
- ・ 収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しのホームページ上での公開  
【令和6年度（令和5年度交付分）までには実施】

### <令和2年度の主な見直し内容>

- ・ 政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、会派及び議員が、証拠書類等について、年度の途中で議長による事前確認を受けることを「政務活動費の指針」等に位置付けて制度化  
【令和3年度から新たな仕組みの事前確認を試行】
- ・ 議長提出する書類（「政務活動費（県外・国外）支出票」）について、政務活動費の透明性を更に向上させる観点から様式変更  
【令和3年4月交付分から適用】

### <令和3年度の主な見直し内容>

- ・ 議長提出する証拠書類等の写しの形式を統一化  
【令和4年4月交付分から適用】
- ・ 同一経費に係る一定期間分の領収書、レシート等はまとめて1つの支出伝票で充当できることを指針に明記  
【令和4年4月交付分から適用】
- ・ 社会保険労務士等の専門家に依頼する経費を充当できることを指針に明記  
【令和4年4月交付分から適用】

- ・ 政務活動費関係の様式に係る押印を廃止

【条例施行規程に基づく様式は令和3年12月1日から適用、指針に基づく様式は令和4年4月交付分から適用】

### **(今後の対応)**

- 昨年度の連絡会報告書では、  
「会計帳簿の写し及び証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開の円滑な実施に向けて、引き続き課題の整理を行っていく。  
また、今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく。」  
としている。